

# 建 森 全

第153号

令和元年5月1日

〒100-0014 東京都千代田区永田町2-4-3  
永田町ビル 4階

一般社団法人  
全国森林土木建設業協会

発行 高畑 博之 TEL.03-3581-3336  
責任者 FAX.03-3581-3341



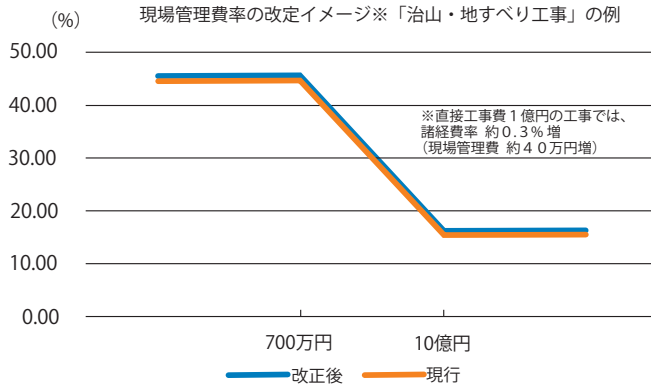
安峰山 朝霧 霧海

(写真提供: (一社) 岐阜県建設業協会 林政部会 (飛騨市観光協会所蔵))

## 平成31年度 森林整備保全事業 設計積算要領等の 改正の概要

平成31年度の治山事業・林道事業及び災害復旧等事業を推進するにあたり、「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」の目的である、現在及び将来の公共工事の品質確保並びにその担い手の中長期的な育成確保の推進、また、働き方改革や治山林道施設の長寿命化対策などを踏まえ、市場における労務、資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した予定価格を適正に設定するため、設計積算要領、標準仕様書等の一部改正が行われました。改正等の主な内容としては、他省との整合もとりながら、施工の実態等を的確に反映した積算とするため、間接工事費率（現場管理費率）の見直し、施工パッケージ型積算方式との混在の解消、土工歩掛における施工土量区分の見直し（対象土量5,000㎡未満の新設）、予備設計を必要としない治山ダムを設計する場合の参考歩掛の新設などが行われました。

図-1 現場管理費率の改定



また、週休2日に取り組み際の必要経費の計上、被災地における積算基準等の補正の継続などが行われました。

## 1 森林整備保全事業設計積算要領の主な改正点について

実態を踏まえ、現場管理費率が改定されました(図1)。

例として、

①工種区分が道路工事の場合、直接工事費5,000万円の工事では、諸経費率約0.6%増、現場管理費約30万円の増になります。

②工種区分が「治山・地すべり工事」の場合、直接工事費1

億円の工事では、諸経費率約0.3%増、現場管理費約40万円の増になります。

## 2 森林整備保全事業標準歩掛の主な改正点について

### (1) 標準歩掛

施工パッケージ型積算方式と従来の標準歩掛を用いた積算方式に関して、工種によっては二つの積算方式が混在しわかりにくいとの意見があったことから、この混在を避けるため、混在している工種の標準歩掛による積算方式が廃止され、施工パッケージ型積算方式へ移行することとなりました。

### (2) 土木工事標準単価

土木工事標準単価方式による積算を行う工種が新設されました。ただし、山林砂防工を適用する箇所には適用しないため注意が必要です。

新設されたのは次の工種です。

- ・区画線工
- ・排水構造物工(U型水路、自由勾配側溝、蓋板)
- ・コンクリートブロック積工
- ・構造物とりこわし工

### (3) 機械土工(山地治山土工を含む。)

①掘削積込機械の機種を選定において、これまでの「平均施工幅1m以上2m未満又は狭隘で旋回範

囲に制限がある場合」が「上記以外で狭隘で旋回範囲に制限がある場合」に改定されました(上記とは、1箇所当たりの施工土量が100m<sup>3</sup>程度まで、又は平均施工幅1m未満の場合)。

②施工実態調査を踏まえ、片切掘削の施工歩掛が改正されるとともに、日当たりの積算に改定されました。

### (4) ダウンザホールハンマ工

適用範囲に防護柵の施工が追加されました。また、テールマシンにより削孔を行う工法が追加されました(テールマシン・クレインで吊り下げたダウンザホールハンマを回転させる装置)。

### (5) ヘリコプターによる運搬

ヘリコプターの機種が実態に合わせた機種に改定されるとともに機種選定に当たって、輸送する物資の種類、重量等に対応した機種を選定できるよう改定されました。

### (6) 敷鉄板設置・撤去

使用機械がラフテレーンクレーンからバックホウ(クレーン機能付き)に改定されました。

### (7) 航空実播工

ヘリコプターの機種が実態に合わせた機種に改定されました。

### (8) 切削オーバレイ工

路面清掃車の規格が路面切削工事専用に改定されました。

### (9) 橋梁補修工

橋梁補修工の3工種(充てん工法、低圧注入工法、左官工法)については、橋梁補修以外のコンクリート構造物に適用できるよう改定されました。

## 3 施工パッケージ型積算方式の主な改正点について

### (1) 施工パッケージ

国土交通省が平成30年4月時点で導入している114工種413施工パッケージについて、森林整備保全事業に適した工種か、現行の標準歩掛との単価の乖離がないかなど調査解析し、森林整備保全事業への適用を検討した結果、次の2工種8施工パッケージが追加されることとなりました(全80工種284施工パッケージ)。

### 【追加する工種】

- 5章② 木杭打工
- 9章⑬ 道路除草工

### (2) 機械土工

施工土量の区分に「10,000m<sup>3</sup>未満」の下に「5,000m<sup>3</sup>未満」が追加されました。

### (3) アスファルト舗装工

平均幅員の区分に「1.4m以上3.0m以下」が追加されました。

### (4) 施工パッケージの基準改正

施工パッケージに係る実態調査において、施工機械、労務費等に

ついて変動が認められた工種について基準が改定されました。

#### 4 森林整備保全事業工事標準仕様書の主な改正点について

##### (1) 標準仕様書

- ・一般財団法人日本建設情報総合センターが実施している工事実績情報システム（コリンズ）への登録等の手続きを実態に合わせ電子メールを用いることが可能となりました。

- ・諸基準の改定に伴う修正が行われました。

- (2) 森林整備保全事業施工管理基準  
施工箇所が点在する工事について施工箇所毎に測定基準を設定することが明記されました。

- (3) 森林整備保全事業工事写真管理基準  
デジタルカメラによる工事写真の信頼性を確保するために補正に関する内容が改定されました。

- 具体的には、
  - ・補正前の写真の複製を作成したうえで補正を行うこと。
  - ・デジタル工事写真の黒板情報電子化に基づく黒板の電子的記入は補正に当たらないとされました。

##### 5 調査・測量・設計等積算要領の主な改正点について

##### (1) 地質調査業務

- ・地盤情報データベースに登録するための検定費の計上が新設されました。

##### (2) 測量業務

- ・一部の業務において機械経費・通信運搬費等・材料費の率が改定されました。

##### (3) 設計業務

- ・治山ダム工設計において歩掛の一部が改正されたとともに名称が治山技術基準に合致するように改定されました（「不透過型」→「透水性・遮水性」）。

- ・予備設計を必要としない治山ダムを設計する場合の参考歩掛が新設されました。

#### 6 森林整備保全事業調査・測量・設計及び計画業務標準仕様書の主な改正点について

- ・一般財団法人日本建設情報総合センターが実施している業務実績情報システム（テクリス）への登録等の手続きを実態に合わせ電子メールを用いることが可能となりました。

- ・再委託について、「国有林野事業業務請負契約約款」の内容に沿った記述となりました。

##### 7 週休2日を実施する工事における補正について（試行）

週休2日で施工する場合には、現状より工期が長くなり、現場事務所等の土地代や安全施設のリース代を含む共通仮設費や現場技術者の給与等を含む現場管理費などが掛かり増しになることから、平成29年度から試行している補正（平成30年度に労務費及び機械経費（賃料）を追加）については、平成31年度も継続されます。

務所等の土地代や安全施設のリース代を含む共通仮設費や現場技術者の給与等を含む現場管理費などが掛かり増しになることから、平成29年度から試行している補正（平成30年度に労務費及び機械経費（賃料）を追加）については、平成31年度も継続されます。

週休2日に関する補正係数

|          | 4週6休 | 4週7休 | 4週8休以上 |
|----------|------|------|--------|
| 労 務 費    | 1.01 | 1.03 | 1.05   |
| 機械経費（賃料） | 1.01 | 1.03 | 1.04   |
| 共通仮設費率   | 1.01 | 1.03 | 1.04   |
| 現場管理費率   | 1.02 | 1.04 | 1.05   |

注）区分に応じて、それぞれ上の補正係数を乗じる

#### 8 東日本大震災及び熊本地震の被災地で適用する復興係数等について

##### (1) 間接工事費率

以下の補正係数は、平成31年度も継続されます。

ア 東日本大震災の被災三県（岩手、宮城、福島）復興係数」  
対象額により算定した共通仮設費率及び現場管理費率に以下の復興係数を乗じる。

- ・共通仮設費率…1.5
- ・現場管理費率…1.2

イ 熊本地震被災地の「復興係数」  
対象額により算定した共通仮設費率及び現場管理費率に以下の復興係数を乗じる。

- ・共通仮設費率…1.4（阿蘇・上益城地域）、1.1（その他県内）
- ・現場管理費率…1.1

(2) 工事標準歩掛  
以下の補正率は平成31年4月以降も現状の補正率が継続されます。  
ア 東日本大震災の被災三県（岩手、宮城、福島）  
標準歩掛を補正した復興歩掛を適用

- ・土工…補正率20%
- ・コンクリート工…補正率10%
- イ 熊本地震被災地（熊本県）における標準歩掛を補正した復興歩掛

- ・土工…補正率20%





## 平成30年度 「改善要望事項」に対する 林野庁の見解

林野庁見解については、平成31年4月1日時点のものです。

### 改善要望事項

#### 1 流木等の除去費用・数量算出手法について（四国ブロック）

近年、台風や異常な豪雨に伴う災害が各地で発生している。その災害の発生形態で起因する多くが山腹崩壊や土石流、地すべり等の現象である。災害現場においては、この山腹崩壊、土石流等により崩土内に流木が埋まっているが、この流木、倒木等の除去費用、作業員の安全対策に係る費用などについて、設計以上の費用が発生しているとともに、数量の算出手法についても明確化されていません。

よって、標準的な流木等の除去歩掛の策定や数量算出手法の策定・提示についてお願いしたい。

#### 林野庁見解

流木等の除去費用については、既存歩掛の組み合わせによる積算または見積により積算を行っているものと考えているところです。

また、数量につきましては、産業廃棄物管理票による実績により変更する等適切に処理されていると考えているところです。

ご要望の件につきましては、昨年度、流木等の除去歩掛を策定するための施工実態調査を実施したところですが、調査件数が少なく歩掛の策定に至りませんでした。歩掛策定には受注された会社の協力が不可欠となりますので調査協力をよろしく願います。

#### 2 高所斜面掘削機によるのり切工の積算について（四国ブロック）

「高所斜面掘削機施工」については、施工業者、機種等が限定される状況にあることから、見積で対応していただいているのが実態です。新設に当たっては、歩掛の汎用性や施工実態なども勘案しながら必要に応じ対応していくものと考えています。」旨の林野庁見解をいただいたところです。

しかし、近年、災害の多発に伴い危険な高所法面掘削の施工をしなければならぬ現場が見られるようになってきます。高所法面掘削機によるのり切工については、作業の効率化や安全性の向上などの面で汎用性が高く、今後、施工実績も増えてくるものと思われる

す。

よって、「高所法面掘削機によるのり切工」を一般的な工法として標準歩掛の策定をお願いしたい。

#### 林野庁見解

標準歩掛は、全国的に標準となる工種、工法について定めているところであり、高所斜面掘削機施工については施工業者、機種等が限定される状況にあることから、見積で対応していただいているのが実態です。

ご要望の件につきましては、施工頻度、汎用性等を踏まえながら判断して参ります。

#### 3 掘削にかかるとる歩掛について（東北ブロック）

林道開設工事に伴う掘削工は、急傾斜地での工事となるため、「掘削」や「切土法面整形」において、「セーフティークライマー工法（リモコン操作による無人重機施工）」など、設計段階から積極的にこの工法の採用と、これに係る新たな歩掛設定をお願いしたい。

#### 林野庁見解

高所斜面掘削機施工については施工業者、機種等が限定される状況にあることから、見積で対応していただいているのが実態です。新設に当たっては歩掛の汎用性や施工実態なども勘案しながら必要

に応じ対応していくものと考えています。

#### 4 「施工パッケージ型積算方式」の単価の適正化について（中国・九州ブロック、全国）

① 本事業は、平成28年度に同様の改善要望が出され、林野庁の見解をいただいたところですが、さらに以下の状況にあることから改めて林野庁の見解をお願いしたいと考えています。

「施工パッケージ型積算方式」は積算の省力化、簡素化という観点では効果的であるが、一般土木事業の場合、基礎となるデータの施工規模が比較的大き過ぎ、一方、地方公共団体発注の森林土木事業の工事規模の場合にはその施工条件がかけ離れてしまい、適正な単価とはいえないのではないかと。

施工規模での基礎データの見直しや単価の補正を行い、現状に合った適正な単価での発注となるようお願いしたい。

#### 林野庁見解

林野庁の施工パッケージ型積算方式の基準については、標準歩掛で積算した場合と施工パッケージで積算した場合について、全工種について価格比較を行うとともに、治山・林道工事の現地調査を実施

し、施工条件に合った適正な積算基準としておられます。

今年度においても、治山・林道工事について、施工モニタリング調査及び現地調査を実施しながら施工パッケージ型積算基準の追加・改定を検討しているところであり、現場条件や施工実態を重視した基準の作成に努めることとしています。

なお、山間僻地において、実際の資材価格が物価資料と異なる場合は、見積りにより適正な価格で積算を行うよう基準を改正し、会議等で各森林管理局及び各都道府県に対し周知徹底しているところ

です。

② 小規模土工の作業区分設定の追加について  
昨年度、土工については、新たに土量10,000㎡未満の区分を設定していただきましたが、森林土木工事の場合、2,000㎡3,000㎡の工事が多いことから、これらに対応した区分設定もお願いします。

#### 林野庁見解

平成31年度は、土量「5,000㎡以上10,000㎡未満」「5,000㎡未満」の区分設定としたところ

です。

ご要望の件につきましては、施工モニタリング調査及び現地調査を実施しながら施工パッケージ型積算基準の追加・改定を検討して参ります。

### 5 「施工パッケージ型積算方式」の擁壁工について（中国ブロック）

本事案は、平成28年度に同様の改善要望が出され、林野庁の見解をいただいたところですが、さらに以下の状況にあることから改めて林野庁の見解をお願いしたい。

「施工パッケージ型積算方式」の擁壁工は、大きく分けると型枠工とコンクリート工を合わせた複合の工種であると考えられるが、工事の大小にかかわらず、一般的に汎用性の高い工種であるため多くの工事に影響が出やすいので、現状にあった施工パッケージとするならば型枠工とコンクリート工をそれぞれ別の施工パッケージにするべきであると考え

#### 林野庁見解

る。場所打擁壁工パッケージは、小型擁壁（A）、小型擁壁（B）、重

型擁壁（A）、小型擁壁（B）、重

型擁壁（A）、小型擁壁（B）、重

型擁壁（A）、小型擁壁（B）、重

型擁壁（A）、小型擁壁（B）、重

### 6 ポンプ打設の施工単価について（北海道ブロック）

過去に同様の要望事項はあるが、その当時と比較して現時点では、ポンプ車の台数も少なく、他の市町から確保しなければならぬ状況である。少量打設（日打設30㎡未満）のコンクリート打設でも1日補償となるため、回送費の積み上げ等、積算単価と実勢価格が乖離しているため、実勢価格の適用をお願いしたい。

#### 林野庁見解

森林整備保全事業標準歩掛のコンクリートポンプ打設歩掛は、設計日打設量30㎡未満（標準15㎡）、30㎡50㎡（標準40㎡）の小

規模な工事に対応可能となっております。

ポンプ車の日々の回送費は、共通仮設費率に含まれる運搬費として積算に見込まれています。

### 7 コンクリートの日打設量について（中部ブロック）

治山ダム工事において、コンクリートポンプ車の日打設量が、現地の状況から設計の打設量と異なることとなった場合は、実績に応じて設計変更するよう指導して頂きたい。

#### 林野庁見解

当初の施工条件に変更が生じた場合、監督職員と協議する必要があります。

ご要望の件につきましては、各都道府県において、「設計変更ガイドライン」に基づき設計変更を行っているものと考えておりますが、各都道府県に対し適正な設計変更を行うよう指導して参ります。

### 8 工期の適切な設定について（九州ブロック）

森林整備保全事業設計積算基準では、「工事の性格、地域の実情、自然条件等を踏まえ適切に設定するもの」とされていますが、実際は設計金額に応じて工期を設定している。

十分な工期が取れるよう具体的



な工期算定基準(作成マニュアル)を作成し、発注者に示していただきたい。

#### 林野庁見解

工期については、適正な工期の設定、働き方改革などの流れから、準備期間及び後片付け期間など必要な期間を加え工期を設定することとしているところです。

ご要望にある具体的な工期算定基準につきましては、今後作成する方向で検討して参ります。

#### 9 「山林砂防工」の適用について (東北、九州ブロック)

治山事業においては、勾配がおおむね30%以上の適用条件を満たす場合に「山林砂防工」が適用できることとなっておりますが、勾配が30%以上ある現場でも中腹に施工する土留工の施工では床堀後の地形が平坦となることから足場工等については「普通作業員」で設計されたケースがあります。

また、山脚部の土留工等についても谷側(住宅側)は30%以下になることから、「普通作業員」で設計されたケースもありますので、「山林砂防工」の適用条件を明確にしていただき、全国で使用するように都道府県に対して周知徹底していただきたい。

#### 林野庁見解

治山事業においては、山間遠隔地の急斜面又は狭隘な谷間における作業が発生すると考えられることから、山林砂防工が適用できるよう規定しているところです。

山林砂防工は、勾配がおおむね30%以上の適用条件を満たす場合に、普通作業員の労務に代えて山林砂防工の労賃を適用し積算する(普通作業員に当該労賃を適用する。)こととしています。

このような制度のもと、治山工事の積算においては、山林砂防工の条件に当てはまる場合には、その労務単価を用いて積算を行うよう会議等で指導しているところですが、引き続き会議等を通じて周知徹底して参りたいと考えています。

#### 10 客土吹付工について(東北ブロック)

林道工事など、1現場全体の「種子吹付工」の数量は大きくても、1施工箇所300㎡以下の小面積施工にあっては、「植生マット」や「実播工(手播き)」などで柔軟に対応できるように、発注者(県)への指導をお願いしたい。

#### 林野庁見解

現地の切盛区分・土質等の条件及び価格により工種を選定していることから、面積要件による工種

の変更は困難であることを御理解願います。

なお、設計変更の対象にはなりません。受注者の都合による任意の提案を、発注者が「承諾」して施工することは可能です。

また、現地条件と工種が適合しない場合等、施工中に疑義が生じた場合は、発注者と協議し回答又は指示があったものについては、工種を変更して施工することは可能です。

#### 11 伐開後の集積・積込作業について(九州ブロック)

チェンソー伐開費について、伐倒・枝払・玉切りの一連作業については、工事の準備費として積上げ計上されているが、集積及び積込みは、共通仮設費の準備費の中の(E)・(C)のなお書きで、「なお、伐開、除根及び除草は、現場内の集積・積込み作業を含む。」と記載されていることから、共通仮設費の率に含まれるとして計上されていないところである。

この、なお書きの適用は、チェンソー伐開の集積及び積込み作業にも適用されるのかご教示願いたい。

なお、平成28年度の当委員会において、チェンソー伐開の歩掛には、玉切り・集積・運搬作業は含

まれていないため、別途計上する必要があるとの見解となっている。

#### 林野庁見解

共通仮設費率に含まれる準備費として行ったチェンソー伐開に係る集積及び積込作業は共通仮設費率に含まれます。

なお、平成28年度見解にもあるとおり、積み上げ計上したチェンソー伐開費(歩掛)については、玉切り・集積・運搬作業は含まれていないため、別途計上する必要があります。

#### 12 熱中症対策の推進について(中部ブロック)

本年7・8月には全国各地で記録的な猛暑日が観測され、屋外作業の建設現場においては、高温期に休憩時間を追加することや、作業員に異常を認めた時は躊躇することなく救急隊を要請することなどの対応に努めている。

一方、これらに伴って、作業効率が低下するとともに、冷却材や空調服などの熱中症対策グッズの装備経費が高むので、これらに対応した労務費の夏期補正の導入や、諸経費の改善などに取り組んでいただきたい。

#### 林野庁見解

森林整備保全事業では、現場環

境改善費において熱中症対策等の費用を計上しているところです。

現場環境改善費は共通仮設費に計上され、原則として全ての屋外工事を対象としています。

要望の件につきましては、現場環境改善費により対応が可能と思われるので、各都道府県に対し会議等で周知して参ります。

### 13 法面工の作業員について（北海道ブロック）

山林砂防工の適用範囲が緩和されたが、クレーン作業可能範囲は、普通作業員の積算単価が適用されている。

下請の発注の際は、法面工等で請求されるため乖離が生じていることから、適用職種の検討をお願いしたい。

#### 林野庁見解

平成28年度に、これまで統一的な取扱いが行われていなかった宅地等の平坦部に隣接する作業区域について、トラッククレーンでの作業が不可能な箇所における人力による作業は山林砂工の対象となることを明記しております。

また、道路、宅地等の平坦部に近接する工事箇所において、当該平坦部において行う作業及びトラッククレーン又はラフテレーンクレーンが使用可能な区域内におい

て行う作業は、林道工事と同種と見なされる工事又は造林作業と同種と見なされる作業に準じる工事等とされており普通作業員を適用する工事となっております。

なお、法面工等、普通作業員以外の職種については、クレーン作業可能範囲内外に関わらず該当する職種を適用し積算を行っているものと考えているところです。

ご要望の件につきましては、適切な積算が行われるよう、引き続き各都道府県に対し指導して参ります。

### 14 治山現場における法面作業について（関東・甲信ブロック）

治山現場における人力法切工及び斜面整地は、法勾配の平均値が40度以上でロープ作業であるが、人工は普通作業員となっている。法勾配が40度以上で直高2m以上ある法面作業は、労働安全衛生規則からしても、普通作業員ではなく法面工とすべきではないか。

#### 林野庁見解

法面工の定義と作業内容は、

a モルタルコンクリート吹付機

または種子吹付機の運転

b 高所・急勾配における、ピックハンマ、ブレイカによる法面

整形または金網・鉄筋張り作業

c モルタルコンクリート吹付、種子吹付等の法面仕上げとされており、要望にある工種は法面工適用外と考えます。

また、勾配によっては山林砂防工の適用が考えられますので、適切な積算を行うよう都道府県に周知して参ります。

### 15 簡易法枠工について（関東・甲信ブロック）

簡易法枠工はソイルクリート工法を採用しているが、この吹付は材料として短繊維補強材（NAF-6）を使用することが標準となっているので、計上をお願いしたい。

#### 林野庁見解

短繊維補強材を使用することが標準となっていない簡易法枠工法もあることから、標準歩掛では計上することは困難であることを御理解願います。

ただし、短繊維補強材を使用する必要がある場合には当該配合に応じた積算を行うよう周知して参ります。

### 16 コンクリート吹付工について（関東・甲信ブロック）

コンクリート吹付工の鉄筋組立工は、一般的な鉄筋組立と異なり、法面工が主体となることから、吹付法枠工における鉄筋組立の歩掛を適用するのが適当と思われます。

歩掛の検討をお願いしたい。

#### 林野庁見解

現在、コンクリート吹付工の歩掛に鉄筋組立は存在しておりませんが、今後、コンクリート吹付工における補強鉄筋の施工実態を把握し、標準的に施工されている実態があれば、歩掛化の検討を行うて参ります。

### 17 廻排水管（仮設工）設置・撤去について（中国ブロック）

近畿中国森林管理局のホームページに掲載されている設計積算補足資料の中で、「通常の排水管設置・撤去費の1/2を加えたものを計上する」とあるが、仮設工といえども手間は一緒なので見直しをお願いしたい。

また、1/2を加える根拠を提示していただきたい。

#### 林野庁見解

仮設工における排水管の設置・撤去については、暗渠排水管による排水管敷設・撤去歩掛を根拠としているケースもありますが、この場合、一時的な利用であることや埋設を行わない敷設等、設置状況の態様を考慮したうえで、歩掛から数量等を控除しているものと考えているところです。

なお、実際の現場条件に変化が生じた場合や設計積算の内容と施



工実態が一致しない場合には、発注者と協議をお願いします。

## 18 施工時期の平準化について(四国ブロック)

森林土木事業に携わる建設業者は中山間地域の経済・雇用を支えるとともに、災害発生時には応急・復旧活動を行うなど地域の要としての重要な役割を担っている。

これら通年事業と災害事業の状況により、工事の発注や工期末が一時期に集中する場合や、逆に年度末や年度初めに手持ち工事が無いなど偏った傾向となる場合が多い。また、林道工事等の通年事業では、次年度予算において繰越の影響による予算確保の制限等などの対応を迫られる。

この様な状況を改善するために、ゼロ国債をはじめとする各種施策等により工事発注の平準化について配慮した措置を講じるよう指導をお願いしたい。

### 林野庁見解

施工時期の平準化等を図るため、工事の実施年度より前の年度に当該工事に係る調査・測量・設計業務を実施することを可能としており、都道府県に周知を図ってきたところ。引き続き、国庫債務負担行為(ゼロ国債)制度を活用するとともに早期発注に努めるな

ど、施工時期の平準化等に努めるよう、都道府県に周知してまいります。

## 19 設計図書閲覧期間の体制づくりについて(東北ブロック)

森林土木事業の問題点の多くは、現地条件に合わない重機の規格選定や仮設工の不備などに起因して発生しています。また、設計変更の対象であっても認められないケースなどもあります。

これらの問題点を解決し円滑な事業執行を図る目的として、設計図書閲覧期間に公表する設計図書などのほかに、現場条件等を把握するための先端技術を活用したドローンによる空中写真や細部の状況写真等を添付し、疑問点を出来る限り事前に解決できるよう、設計段階から成果品に取り入れるような体制(仕組み)づくりを検討していただきたい。

### 林野庁見解

公告期間中に公表する設計図書等は適正な入札・契約を行う上で重要であると考えます。

適正な入札等を行うためにも、現場条件等を把握する上で必要な資料については公表に努めるよう各都道府県に周知して参ります。

## 20 予算の確保について(四国ブロック)

平成30年7月西日本豪雨災害をはじめとする近年の「局地的な集中豪雨や台風」、また「南海トラフ巨大地震や活断層地震」等に備える「山地防災力強化」のための治山対策予算や、TPP11及び日EU・EPAに対応した「競争力強化」に向けた林道施設整備予算の安定的かつ確実な確保をお願いしたい。

### 〈重点要望〉

- ・7月豪雨による災害復旧を加速させるための各種治山事業補助予算の確保
- ・事前防災・減災対策推進のため、減少を続ける農山漁村地域整備交付金における大幅な予算確保
- ・基幹となる林道開設のための補助金、交付金(農山漁村地域整備交付金・地方創生道整備推進交付金)の安定的な確保

### 林野庁見解

近年、豪雨や地震等による激甚な災害が発生しており、山地防災力の強化に向け、荒廃山地の復旧整備や事前防災・減災の観点から治山対策の強化が一層重要となっています。また、林業の成長産業化と森林資源の適切な管理を実現するため、間伐や路網整備、主伐後の再造林等を推進する必要がある。

ります。

このため、平成31年度の予算の決定において、治山事業では、荒廃山地の重点的な復旧・予防対策等に必要な予算(606億円、対前年度比102%)を確保するとともに、林道整備では林道専用道及び森林資源循環利用林道整備に必要な予算(31億円、対前年度比108%)を確保したところで

さらに、重要インフラの緊急点検等を踏まえた防災・減災、国土強靱化のための緊急対策としての治山事業(250億円)、森林整備保全事業(192億円)を確保するとともに、農山漁村地域整備交付金(927億円の内数、対前年度比101%)、地方創生推進交付金(1,000億円の内数、対前年度比100%)を確保したところで

また、平成30年度第二次補正予算では、治山事業(143億円)、森林整備事業(182億円)において必要な予算を確保したところ

です。これらの予算により、計画的な事業の推進に努めて参ります。

平成31年度の治山事業・林道整備に係る予算の詳細については、会報第152号参照



## 21 入札関係について

### ①年度替わりの労務単価変更に伴う変更契約について(中国ブロック)

国土交通省に準じて労務単価の変更に伴う変更契約を行っていた表示感谢します。

その変更に伴い、概算変更額を試算し提出することになっていますが、これについて業者側の概算額が官積より高い場合は、官積にて合意し、官積より低い場合はその低い金額で合意となりますが、国土交通省では、増額金額が提示されており、その金額に不満がなければ合意するやり方となっています。

業者側で概算金額を出す場合、官積との歩掛の違いや勘違いにより、官積より低い金額を提示した場合、当初契約の落札率よりさらに落札率が掛かることになり、違和感を覚えます。

開示請求も間に合わないのので、国土交通省と同等の契約方法になるようお願いします。

#### 林野庁見解

ご要望の件につきましては、契約方式の違いによることを考えられ、入札契約等に関しては各都道府県が定め実施されテイルものと考えます。

### ②森林分野のCPDの普及について(中国ブロック)

森林分野のCPDを広く普及するため、森林土木工事の総合評価方式の入札において、他のCPDよりも高い評価、取得技術者の配置等の優位性を持たせていただきたい。

優位性があれば、技術者も森林分野のCPDの取得に努め、普及につながると思われます。

ちなみに、本県では森林土木分野のCPDは評価の対象になっていないので強く要望します。

#### 林野庁見解

ご要望の件につきましては、入札契約方式の違いによることを考えられ、入札契約等に関しては各都道府県が定め実施されているものと考えます。

また、森林分野CPDの効果的な活用については、平成31年度も都道府県担当者会議等を通じて要請して参ります。

### 22 働き方改革の推進について(全国)

近年、業界においては、「生産性向上」とともに「働き方改革」の実現に向けて様々な取組が始められています。その一つとして、週休2日の実現に向け、昨春、林野庁、国土交通省においては、間接工事費率について、4週8休の場

合には最大1.05の補正係数を乗じることができるように見直されております。

しかし、週休2日の実現のためには、この補正係数による対応のみでは困難な状況にあります。

この週休2日、また適正な利潤が確保されるには、

- ・適正な工期の設定
- ・発注者受注者による工程の共同管理等
- ・適切、柔軟な設計変更
- ・施工時期の平準化
- ・補正係数等間接工事費率のさらなる見直し

・労務単価の大幅アップ等の抜本的な改善が不可欠となっています。

森林土木事業の円滑な実施はもとより、多発する自然災害時に迅速に駆けつけることができるためにも、これらの改善をお願いいたします。

#### 林野庁見解

国においては、働き方改革を政策の大きな柱として取り組んでおり、特に建設業については、建設就業者の減少、高齢化の進行、他産業と比較して実労働時間が長いなどの状況を踏まえ、働き方改革に関する関係省庁連絡会議を設置し、ガイドラインを取りまとめる

など取り組みを強化しているところとす。

この中で、建設業の就業環境等を改善するため、

- ・建設工事に従事する者の休日(週休2日等)の確保
  - ・労働者や資機材の確保のため
  - ・の余裕期間の設置や国庫債務負担行為の活用などによる施工期間の平準化
  - ・ICT建機や二次製品(プレキャスト等)などの活用
- などの指針を定めているところであり、既に林野庁においても、
- ・直轄事業における試行として、週休2日制を導入した際には、共通仮設費、現場管理費を補正

・適正な工期の設定に向けて余裕期間、準備期間等を積算要領に規定

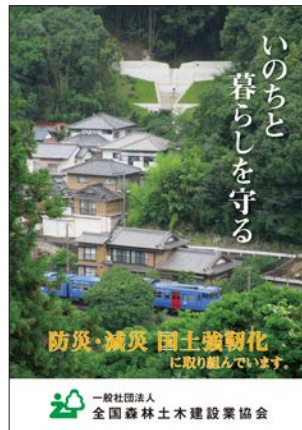
- ・現場条件等に応じて二次製品を活用するなど施工性、経済性等を踏まえた設計を実施

などについて取り組んでいるところとす。

森林土木工事においても、このガイドラインの趣旨に沿いながら対応していくことが森林土木事業の円滑な実施につながると考え、引き続き改善に取り組んで参ります。

## 平成31年度 安全ポスターの作成

全森建では、昨年11月に開催した技術・労働委員会において、各協（議）会会員から応募された写真の中から、厳正な審査を行い、最優秀作品をベースに平成31年度労働安全ポスターを作成しました。また、安全標語については、ご応募いただいた作品を参考にしました。



なお、本ポスターは各協（議）会へ送付いたしましたが、会員企業の皆様には本年度労働災害防止に努めていただくようお願いいたします。

## 林野庁幹部人事異動

次のとおり異動がありました。

平成31年3月31日付

◇退職

藤江 達之

（林野庁林政課

林業・木材産業情報分析官）

◇退職

桂川 裕樹

（林野庁計画課

海外森林資源情報分析官）

◇退職

坂田 幹人

（独）農林漁業信用基金総括調整役

◇退職

大貫 肇

（国研）森林研究・整備機構森林保険センター総括審議役）

◇退職

入川 修一

（中部森林管理局次長

（名古屋事務所長）

◇退職

原 修

（中部森林管理局総務企画部長）

◇退職（国研）森林研究・整備機構

森林整備センター森林管理部上

級参事へ）

三浦 祥子

（林野庁治山課課長補佐（総括）

◇退職（国研）森林研究・整備機構

森林総合研究所総合調整室長へ）

高木 美貴

（林野庁林政課広報官）

平成31年4月1日付

◎林野庁関係

◇大臣官房政策課国際食料情報分

析官兼大臣官房秘書課付

大山 誠一郎

（国研）森林研究・整備機構理事

（国研）森林研究・整備機構理事

◇（国研）森林研究・整備機構理事

猪島 康浩

（林野庁木材産業課長）

◇（国研）森林研究・整備機構森林

整備センター総括審議役

高橋 和宏

（独）日本貿易振興機構本部

農林水産・食品部長）

◇（国研）森林研究・整備機構理事

上 練三

（国研）森林研究・整備機構森林

整備センター審議役）

◇（国研）森林研究・整備機構森林

整備センター審議役

矢野 彰宏

◇（独）農林漁業信用基金（総括審

議役）

飯田 喜章

（林野庁林政課

林業・木材産業情報分析官

兼業務課付）

◇林野庁林政課林業・木材産業情

報分析官兼業務課付

岡村 和哉

◇（四国森林管理局計画保全部長）

◇林野庁林政課

林業・木材産業情報分析官兼管

理課付、兼経営企画課付

小山 富美男

（国研）森林研究・整備機構森林整

備センター総括審議役）

◇林野庁林政課林業・木材産業情

報分析官兼企画課付、兼治山課

付

（国研）森林研究・整備機構理事）

川野 康朗

◇林野庁木材産業課長

眞城 英一

（秋田県農林水産部森林技監）

◇林野庁整備課長

長崎屋 圭太

（林野庁整備課

造林間伐対策室長）

◇林野庁森林利用課

森林集積推進室長

安高 志穂

（林野庁治山課水源地治山対策室長

兼計画課付）

◇林野庁整備課

造林間伐対策室長

諏訪 実

（林野庁経営課課長補佐（総括）

◇林野庁研究指導課

技術開発推進室長

大川 幸樹

（林野庁森林利用課

森林保全推進官）

◇林野庁経営企画課国有林野総合

利用推進室長

齋藤 哲

（東北森林管理局

（仙台森林管理署長兼復興庁宮城

復興局付）

◇林野庁林政課管理官兼林政課課

（十二頁へつづく）



## 地方協会だより (18)

## 山形県森林土木建設業協会の活動

## — 山形県森林土木建設業協会 —

## ●はじめに

本県は東北の南部に位置し、県土面積は932千haで、県土の7割を森林が占めています。天然のブナ林は全国一の面積を誇っています。

県では、スギを中心とする人工林が本格的な利用期を迎えるなか、平成28年12月に「山形県の豊かな森林資源を活用した地域活性化条例」を制定し、この豊かな森林資源を「森の恵み」「森のエネルギー」として産業の振興や雇用の創出に活かしていく「やまがた森林ノミクス」の取り組みを推進しています。

## ●当協会の沿革

山形県森林土木建設業協会は、昭和57年12月7日に「山形県治山林道建設業協会」として設立され、途中に一回の名称変更を経て、平成3年5月24日に現在の名称に改称されました。設立当時の会員数は79社で、ピーク時には140社にまで増加しましたが、その後、社会情勢の変

化などに伴い減少し現在は56社で活動を行っております。

## ●活動状況

## ①要望活動

森林関係諸団体と連携し、国会議員、県の行政機関等に治山・森林整備事業の推進などの要望を行っております。さらに県へは、協会独自で「治山林道事業の推進について」の要望活動を行っています。

②緑の募金活動と森林の整備  
毎年、社会貢献の一環として、



福祉施設の緑化活動の様子

会員が募金箱を設置し企業募金、職場募金に取り組んでいます。また、募金による交付金を活用し、森林の整備や公共施設、福祉施設等の環境緑化などを行っています。

## ③治山林道専門委員会の活動

現場条件を的確に設計に反映していただくため、各支部から治山林道専門委員を選出し、会員が受注した工事に限らず、施工上の問題点、改善事項などの情報収集にあたっています。それを「改善要望事項」としてとりまとめ治山林道専門委員会において本庁の担当者と意見交換を行っています。

## ④研修会の開催

会員の見識を高め、資質の向上を図るため、専門家等を招き研修会を開催しています。気象情報と防災、地すべり災害、木質バイオマスエネルギーなど関心の高い事柄について知識の習得を図っています。



現地研修会の様子

## ●災害協定の締結

協会では平成27年1月に、県が管理する治山施設等（地すべり防止施設を含む）や林道施設に被害が発生した場合に備え、緊急応急工事の実施に関して県と協定を締結しています。

## ●おわりに

協会の運営については、今後  
も厳しいものになると思いますが、森林土木事業の推進に向けた取り組みを継続して行っていく  
と考えています。

(十頁よりつづく)

長補佐(人事総括)

難波 真悟

(近畿中国森林管理局総務企画部長)

◇林野庁管理課管理官

(人事管理担当)

両角 実

(九州森林管理局総務企画部長)

◇林野庁林政課広報官

大道 一浩

(林野庁木材産業課課長補佐(総括))

◇林野庁治山課課長補佐(総括)

諏訪 幹夫

(大分県農林水産部林務管理課長)

◇林野庁整備課森林土木専門官(東北森林管理局仙台森林管理署付)

島田 喜代司

(林野庁計画課課長補佐(設計基準班担当))

武森 美紀男

(林野庁治山課課長補佐(水源地治山指導班担当))

(設計基準班担当)

◇林野庁計画課課長補佐

(設計基準班担当)

(林野庁治山課課長補佐(水源地治山指導班担当))

(設計基準班担当)

(林野庁治山課課長補佐(水源地治山指導班担当))

◎森林管理局関係

◇中部森林管理局次長(名古屋)

屋事務所長)

森脇 和正

(林野庁林政課管理官)

兼林政課課長補佐(人事総括)

◇東北森林管理局山形森林管理署長

中野 亨

(林野庁経営企画課)

国有林野総合利用推進室長)

◇中部森林管理局総務企画部長

相澤 肇

(東北森林管理局)

宮城北部森林管理署長)

◇近畿中国森林管理局総務企画部長

小林 伸一

(関東森林管理局)

伊豆森林管理署長)

(四国森林管理局計画保全部長)

河合 正宏

(林野庁研究指導課)

技術開発推進室長)

(九州森林管理局総務企画部長)

秋岡 陽一郎

(関東森林管理局)

下越森林管理署長)

(関東森林管理局)

下越森林管理署長)

## これからの行事予定

6月19日(水)

正・副会長会議

理事会

表彰式

令和元年度全森建定時総会

7月下旬

森林土木総合技術研修(中央研修・東京都)

11月下旬

「全森建」技術・労働委員会(東京都)

編集後記

## 編集後記

◎(一社)岐阜県建設業協会林政部会の表紙写真に併せ、岐阜県白川村役場から「春の合掌造り集落全景」の写真の提供がありましたのでご紹介します。



春の合掌造り集落全景(白川村)

◎全森建の平成31年度事業がスタートしました。各協(議)会は  
じめ関係者の皆様には、本年度  
もよろしく願います。